

1 入札・契約制度の改正等について

【改正するもの】

(1) 変動型最低制限価格制度の試行導入について

① 概要

本市発注の土木工事を巡る官製談合防止法違反等事件を受け、変動型の最低制限価格制度を試行導入するもの。

② 対象

本市（市長、公営企業管理者、病院事業管理者）が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事のうち、最低制限価格を設定するもの。

③ 最低制限価格の算出方法

最低制限価格基準額（千円単位）	×	ランダム係数	=	最低制限価格（円単位）
<現行の最低制限価格>				<改正後の最低制限価格>

- ・ 「最低制限価格基準額」とは、最低制限価格算出の基礎となる金額で、現行の最低制限価格
- ・ 「ランダム係数」とは、「**21通り**」の数値で、入札者が入力する3桁の「**くじ番号**」と入札時に記録される「**ミリ秒数**」により、**開札直前に電子入札システム内で決定**
- ・ 「くじ番号」と「ミリ秒数」の総和を「**21**」で除した「**余り**」により、「ランダム係数」を確定

④ 時期

令和4年4月1日以降の公告案件から1年間試行導入し、入札結果等を検証の上、本格導入を目指す。

<試行導入例>

【現行制度】

工事名	〇〇線道路築造工事
予定価格	¥10,000,000（税抜き）
最低制限価格	¥8,800,000（税抜き）

参加者	入札額	現行
A社	¥10,000,000	
B社	¥9,500,000	
C社	¥9,100,000	
D社	¥8,800,000	落札
E社	¥8,700,000	失格
F社	¥8,500,000	失格

【変動型】

工事名	〇〇線道路築造工事
予定価格	¥10,000,000 (税抜き)
最低制限価格基準額	¥8,800,000 (税抜き)
最低制限価格	¥8,806,160 (税抜き)

参加者	入札額	変動型
A社	¥10,000,000	
B社	¥9,500,000	
C社	¥9,100,000	落札
D社	¥8,800,000	失格
E社	¥8,700,000	失格
F社	¥8,500,000	失格

<最低制限価格算出過程>

参加者	くじ番号 ①	入札時間	ミリ秒数 ②	計 ①+②	左記計の 下3桁
A社	123	10時15分05秒	889	1,012	012
B社	456	11時30分10秒	892	1,348	348
C社	789	13時45分15秒	321	1,110	110
D社	101	15時15分20秒	1	102	102
E社	112	16時00分25秒	765	877	877
F社	131	16時45分30秒	432	563	563
計					2,012

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総和} \\ \hline 2,012 \\ \hline \end{array} \div 21 = 95 \begin{array}{|c|} \hline \text{余り} \\ \hline 17 \\ \hline \end{array}$$

余り	ランダム 係数	余り	ランダム 係数	余り	ランダム 係数
0	0.9990	7	0.9997	14	1.0004
1	0.9991	8	0.9998	15	1.0005
2	0.9992	9	0.9999	16	1.0006
3	0.9993	10	1.0000	17	1.0007
4	0.9994	11	1.0001	18	1.0008
5	0.9995	12	1.0002	19	1.0009
6	0.9996	13	1.0003	20	1.0010

$$\begin{array}{l} \text{最低制限価格基準額} \\ \text{¥8,800,000} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{ランダム係数} \\ \text{1.0007} \end{array} = \begin{array}{l} \text{最低制限価格} \\ \text{¥8,806,160} \end{array}$$

(2) 最低制限価格<最低制限価格基準額>及び低入札価格調査基準価格

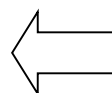
算出方法の見直しについて

① 概要

公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項として、ダンピング受注の防止を図る観点から、中央公共工事契約制度運用連絡協議会での決定にあわせて実施するもの。

② 内容

【改正後】	
・ 直接工事費	× 97%
・ 共通仮設費	× 90%
・ 現場管理費	× 90%
・ 一般管理費	× 68%



【改正前】	
・ 直接工事費	× 97%
・ 共通仮設費	× 90%
・ 現場管理費	× 90%
・ 一般管理費	× 55%

③ 時期

令和4年4月1日以降の公告案件から実施する。

(3) 監理技術者の専任緩和について

① 概要

改正建設業法（令和2年10月1日施行）第26条3項ただし書きの規定に基づき、監理技術者を補佐する者をそれぞれの工事に専任で配置した場合には、監理技術者の兼務【特例監理技術者】が可能となった。

② 対象工事

ア 予定価格が**3億円未満の工事**とする。ただし、営繕工事（建物の新築増改に伴う設備工事含む。）にあつては**2億円未満**とする。

イ 兼務できる工事の数は、同時に**2件まで**で、**市発注工事**とする。

ウ 兼務する工事現場の相互間隔が**概ね10km以内**とする。

エ 上記に関わらず、工事規模や施工の難易度等から兼務が認められないと判断される工事については、その旨を**特記仕様書**に明記する。

③ 監理技術者補佐の要件

ア 主任技術者の資格を有する者のうち**一級施工管理技士補の資格**を有する者又は**監理技術者資格**を有する者等であること。

イ **専任**で配置すること。

ウ 受注者と直接的かつ恒常的（**3ヶ月以上**）な雇用関係にあること。

エ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に**連絡がとれる体制**であること。

オ 監理技術者補佐が担う**業務**について明らかにすること。

④ 手続き

特例監理技術者を配置しようとする者は、落札候補者となった際に、「**特例監理技術者の配置に関する届出書**」及び必要書類を確認した「**チェックリスト**」を提出し、入札参加資格確認審査を受けるものとする。

⑤ 時期

令和4年4月1日以降の公告案件から実施する。

(4) 発注見通しの公表対象拡大について

① 改正内容

これまで工事についてのみ発注見通しを公表していたが、**コンサル委託業務等**に対象を拡大し、業務の品質及び透明性の確保を図る。

② 対象

監理課契約分のコンサル委託業務等

③ 時期

令和4年度発注見通しから実施する。

(5) 総合評価方式の評価基準の改正等について

継続教育（CPD）取組状況に係る評価基準の継続

新型コロナウイルス感染症による研修会等の減少に伴い、評価基準を令和3年度と同様、令和4年度も継続する。

評価項目	令和3年度		令和4年度	
	評価基準	配点	評価基準	配点
継続教育（CPD）	過去2年間（令和元年度～令和2年度）の合算値が各団体の 推奨単位以上の学習履歴あり	0.5	過去2年間（令和2年度～令和3年度）の合算値が各団体の 推奨単位以上の学習履歴あり	0.5
	推奨単位の1/2以上、 推奨単位未満の学習履歴あり	0.25	推奨単位の1/2以上、 推奨単位未満の学習履歴あり	0.25
	推奨単位の1/2以上の学習履歴なし	0	推奨単位の1/2以上の学習履歴なし	0

【実施済みのもの】

(6) 主任（監理）技術者及び現場代理人の適正な配置について

建設業法施行令の一部改正により、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いが改正されたため、配置要件を次のとおり再度緩和しました。

- ・ 工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 4,000 万円以上
(建築一式工事は 6,000 万円以上)
- ・ 主任（監理）技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 3,500 万円以上
(建築一式工事は 7,000 万円以上)

【主任技術者について】

① 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は 施工にあたり相互に調整を要する工事	かつ	工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所にある 場合
---	----	---

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事
(下請金額の合計が 4,000 万円 (建築一式工事は、6,000 万円) 以上) 等

② 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア 主任技術者の兼務に関する条件明示について

⇒ 設計図書 (特記仕様書等) に条件を明示

当該工事の配置予定技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

イ 主任技術者の兼務承認申請について

次の場合には兼務承認申請書 (様式 1) により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

◎ 現在、施工中の他発注機関工事に専任で配置している主任技術者を本市発注工事の主任技術者 (専任・非専任を問わない。) として配置しようとする場合
注) なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

ウ 入札前の事前審査について

希望の方は、事前審査申請書 (様式 2) により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

【現場代理人について】

③ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます (工事毎の設計図書 (特記仕様書等) に常駐義務を緩和することができる工事であるか否かを明示。)

契約額が 3,500 万円 (建築一式工事については 7,000 万円)未満の工事であること	かつ	工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに 工事現場に戻ることができること	かつ	発注者又は監督員と 常に携帯電話等で連絡 が取れる体制であること
--	----	--	----	--

④ 現場代理人の兼務について

(6)③により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務できる工事の件数 … 概ね 2、3 件程度
- ◎ 兼務できる工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね 30 分以内であること。
- ◎ 兼務できる工事の範囲 …
 - ・ 契約額が 3,500 万円 (建築一式工事について 7,000 万円) 以上の他の工事現場の主任 (監理) 技術者でないこと (他の工事の専任技術者でないこと)。
 - ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、7,000 万円未満であること。

- ・ 金沢市内で施工中の工事に限る。(発注機関を問わない。)

⑤ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事(発注機関を問わない。)に配置している現場代理人を他の工事も現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書(様式3)**によりその確認を受ける必要があります。

【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

⑥ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。(金沢市工事請負契約約款第10条第5項)

⑦ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても(6)③、④に関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

(7) 令和4年3月改定の公共工事設計労務単価(新労務単価)等について

① 適用開始時期

令和4年3月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。
(一部、旧労務単価含む)

② 新労務単価の適用に伴う特例措置について

新労務単価の適用に合わせて、旧労務単価で予定価格を積算し、令和4年3月1日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

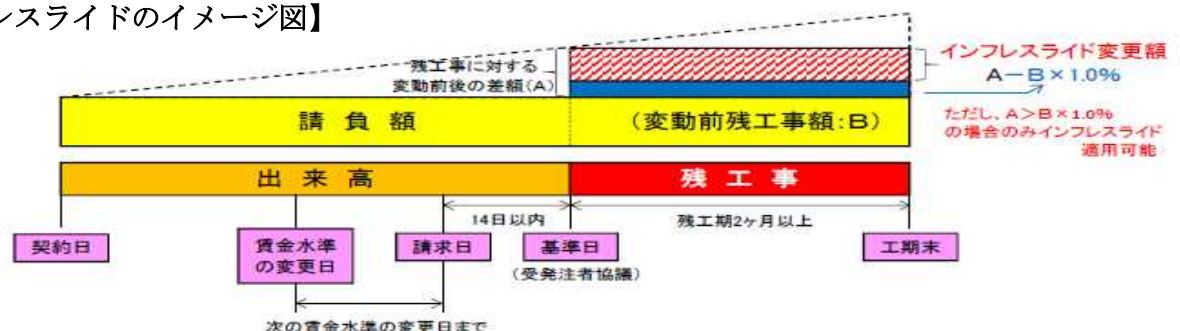
③ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、令和4年2月28日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- ・ 残工事が基準日から2か月以上あること。
- ・ 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

※基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

【インフレスライドのイメージ図】



④ 申請先等について

申請、請求、手続き等については設計担当課へお問い合わせください。

(8) その他

① 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を第三者に請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「下請負人選定理由書」1部を監督員へ提出すること。
※「市内業者以外の者」とは金沢市内に本店を有しない全ての業者です。金沢市内に営業所や支店のみを設置している者は「市内業者以外の者」に該当します。
- ・ 下請代金や支払条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに施工体制台帳及び契約書類を監督員へ提出すること。

② 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者の社会保険への加入を勧めるよう指導します。
また、一次下請契約を社会保険等未加入者と締結することを禁止しています。社会保険等未加入者との契約締結があった場合は罰則等の措置を行う場合があります。
- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成27年度から）

③ 総合評価方式の選定基準について

ア 工事選定基準

- ・ 予定価格8,000万円以上の工事のうち、下記の2項目以上に該当する工事
- ・ 予定価格3,000万円以上8,000万円未満のうち、下記の4項目すべてに該当、又は新工法等による工事で、総合評価方式によることが適当と判断される工事

<判断項目>	1 品質管理	2 安全対策	3 周辺環境	4 工 程
--------	--------	--------	--------	-------

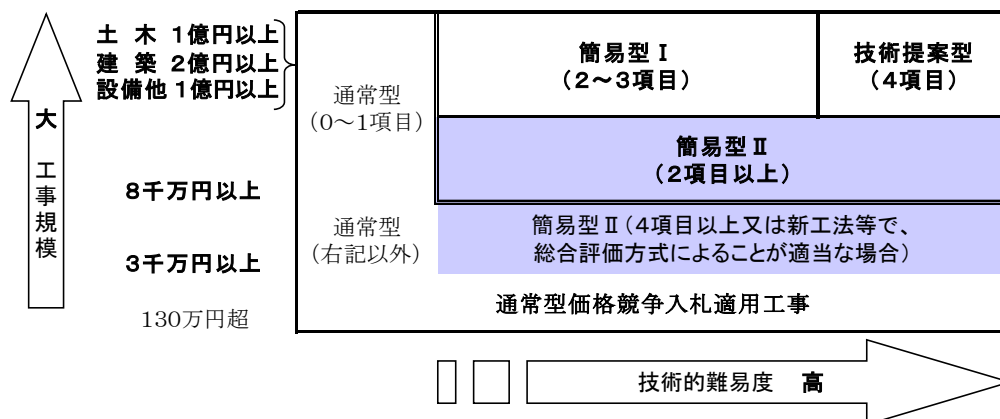
イ 方式決定基準

予定価格及び判断項目の該当数により決定

区 分	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
予定価格1億円未満※	2～4項目該当		
予定価格1億円以上※		2～3項目該当	4項目該当

※ 建築工事は2億円とする。

【選定基準イメージ図】



④ ホームページについて

発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載します。

→ <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/oshirase/6507.html>
金沢市ホームページの「産業・ビジネス」からアクセスできます。

⑤ 公告及び設計図書等の閲覧(ダウンロード)

入札情報システム (P P I) へログインして、入札予定→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロードしてください。

⑥ 入札結果の閲覧

当年度及び過去2か年度に落札決定した案件の入札結果は入札情報システム (P P I) で閲覧してください。

⑦ 電子入札システムの次期ブラウザ対応

【令和4年5月13日(金)まで】

- Edge または Chrome の設定を実施して下さい。
- 設定完了後も電子調達システムへの接続は IE を利用して下さい。

【令和4年5月16日(月)から】

- 電子調達システムへの接続は Edge または Chrome を利用して下さい

2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

(1) 電子入札について

① 認証カードの切替

会社名、代表者名又は住所が変更になった場合は、入札参加資格申請内容変更届出書を提出するとともに、認証カードの切替えをしてください。

また、変更届出書の監理課提出日から認証カード切替日までの期間は、紙入札で参加してください。

※認証カードの切替は、入札開始日時から開札日時までは絶対に行わないでください。開札に支障が出る場合があります。

② 入札額の訂正不可

入札額を誤って送信した場合は、訂正できません。

※万一誤って送信した場合、入札書を無効にすることはできますので、金沢市監理課までご連絡ください。入札無効届の提出が必要です。

③ 添付ファイル

入札参加申込時は「競争参加申請書」、入札書提出時は「工事費内訳書」を誤りのないよう添付してください。また、「工事費内訳書」は必ず本市指定様式を使用のうえ、ファイル名は「(会社名)○○○工事(内訳書)」とし、Excel形式で提出してください。

④ 工事費内訳書

工事費内訳書の提出前に計算誤りのないこと、また入札額と一致していることを必ず確認してください。

⑤ 操作で不明な点の問い合わせ先

電子調達コールセンター（ヘルプデスク）

TEL：0570-011-311 受付時間：平日の9：00～18：00

(2) 入札参加資格審査時の資料について

① 経営事項審査結果通知書（写）

公告で指定の審査基準日のものに加え、その審査基準日から1年7か月を経過している場合は、直近の経営事項審査結果通知書（写）も併せて提出が必要です。

なお、経営事項審査については、工事に係る公告日から契約日までも含め、切れ目がないよう手続きをお願いします。

② 現場代理人の兼務

現場代理人の常駐義務が緩和される場合があります。この場合は、必ず「現場代理人の兼務確認申請書（様式3）」の提出が必要です。

③ 添付資料の簡略化

添付資料は、入札参加条件を満たすことが分かる最低限の資料で結構です。

(3) 契約締結について

① 契約締結の期限

落札決定日を含めて7日以内です。

(例) 火曜日に落札決定 → 翌週の月曜日まで

月曜日に落札決定 → 同じ週の金曜日まで

② 着手日の設定（余裕期間制度対象工事を除く。）

契約締結日を含めて7日以内で設定してください。

③ 契約保証金の納付

原則、契約金額（税込）の10%以上の納付が必要です。

ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

※損害保険会社の履行保証保険に入る場合は、以下の点に注意してください。

ア 保証期間の開始日は契約締結日（着手日ではありません。）から

イ 前金払の有無（本市との契約で前払金対象工事であれば「有」とする。請求の有無ではありません。）

ウ 定額てん補（×実損てん補）

※現金又は小切手で納付した契約保証金の還付手続きは、検査終了後、領収証書及び請求書を金沢市監理課まで提出してください。

また、銀行の保証書の返還手続きには、保管証書、請求書及び契約保証（担保）返還受領書が必要です。

④ 収入印紙の額

契約書に貼付する収入印紙の額は、税抜の落札金額を基準に判断してください。

（4）検査等について

① 立入調査

ア 現場代理人・技術者（専任）は、現場に常駐してください。

イ 下請人が社会保険未加入であることがないように指導してください。

② 成績評定

金沢市工事成績評定要領及び工事成績採点表（金沢市監理課ホームページで公開）により実施しています。

③ 安全管理

工事現場における労働災害、事故を防止するためには社員や下請人への安全管理教育の徹底を図り、事故や災害のない良好な施工管理体制の確立に努めてください。

④ 建退協の掛金収納書について

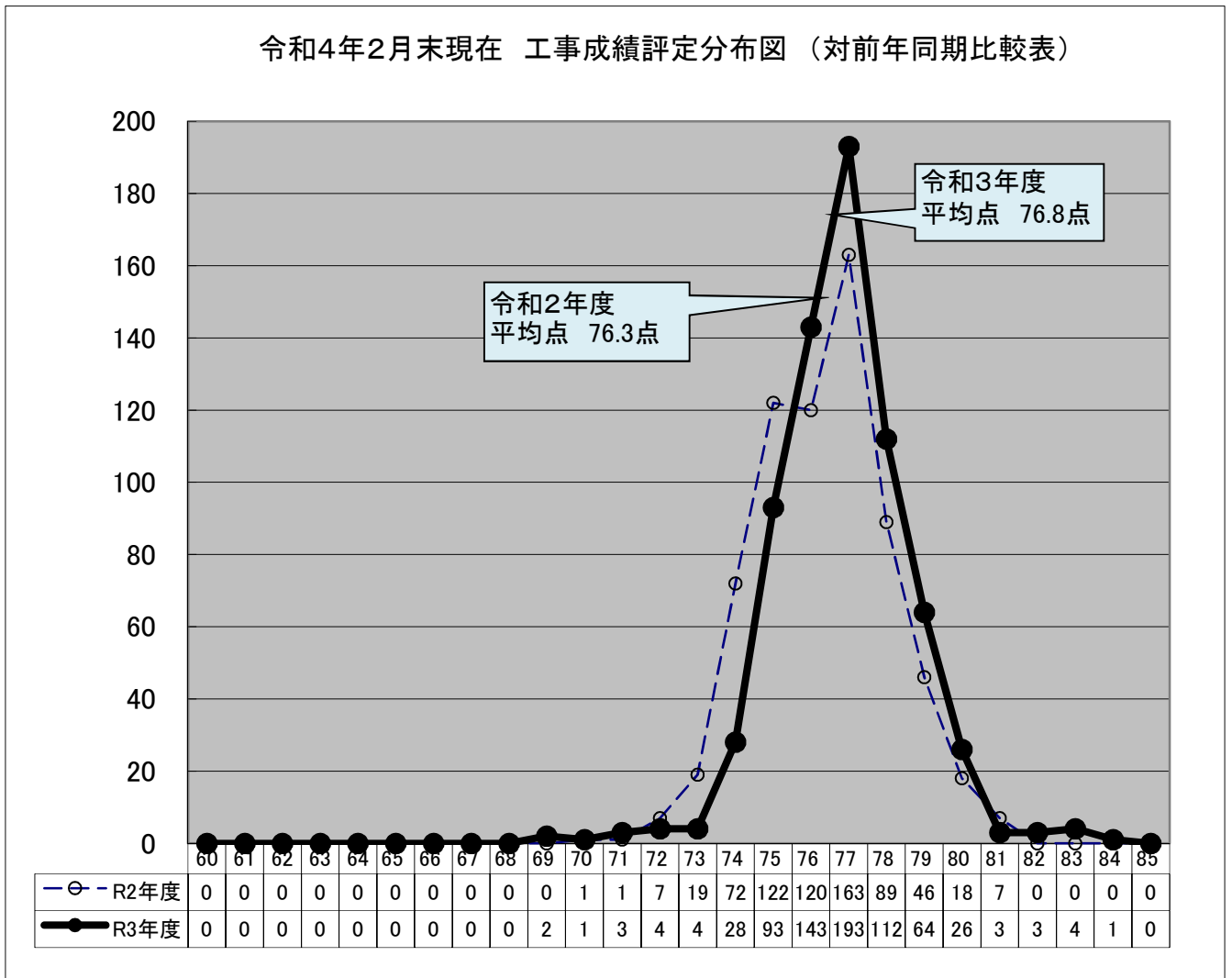
建退協の掛金収納書の提出先は各工事の監督員となります。工事検査時に確認しますので所定の台紙に掛金収納書の原本を添付し、必ず提出してください。（契約締結後、原則1か月以内）

ファイル名 → 建設業退職金共済制度掛金収納書届

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/shinseishodownload/jigyoshamukenoshinseisho/sangyo_businessnikansurushinseisho/4/index.html

3 検査体制について

(1) 令和3年度 検査結果について（2月末現在）



	基準点	平均点	2月末現在における件数		
			全体	70点未満	65点未満
R2年度	65点	76.3点	665件	0件	0件
R3年度		76.8点	684件	2件	0件

(2) 令和4年度 入札参加条件について

項目 年度	制約付き一般競争入札の条件			
	① 過去2年間の平均点			② 直近1年間の成績
R4年度	(対象年度)	(8,000万円以上)	(8,000万円未満)	調査基準価格を下回った価格で契約し、工事成績評点が60点未満の成績がないこと。
	R2・R3年度	70点以上	65点以上	